

# 成年後見制度について

## 「被後見人の親としての覚悟・成年後見人としての自覚」

平成18年7月2日

宮城県重症心身障害児(者)を守る会

会長 秋元俊通

### I. はじめに(成年後見制度は障害者を守ってくれる制度です。)

保護者から見ると、障害児・者はいつまでも幼児のように思えて仕方ありませんので、いつまでも親権があるかのように錯覚してしまい、子供が二十歳の成人に達したときから、法律上では親権は失われていることを忘れがちです。決められた施設や家庭の範囲では、親も扶養者として本人の代理の権限は認められるでしょうが、一般社会での相続や契約などの法律行為では障害者も一人の成人と見なされますので、法律行為は「成年後見人」によってでなければできないことを認識する必要があります。

成年後見制度は、障害者を生活、健康管理、福祉サービスの利用状況等を管理する身上監護や福祉サービスの契約、財産管理、金銭出納等の法律行為上において守ってくれる制度ですから、この制度の重要性をしっかりと認識して、しかも普及および充実させるように努力していきましょう。

今般、『障害者自立支援法による入所施設との契約に必要なから「成年後見人」を選任する』という安易な理由だけで、「成年後見人選任の申立」を行っている重症心身障害者のご親族が多く目に付きましたので、自分(親)以外の方が「成年後見人」に就任した場合の「被後見人」の親としての覚悟、または自分が「成年後見人」となった場合はその自覚をしていただくために、本稿をまとめてみました。

### II. 成年後見制度について(再確認)

#### 1. 成年後見制度とは

知的障害や認知症などの精神上的障害のため、判断能力の欠如した方や不十分な方に代わって、介護やリハビリテーションまたは福祉サービスを受けたり、施設に入所の為の事務手続きや契約を行ったり、財産や金銭の管理を行なって、これらの方を保護する制度です。

#### 2. 改正前

改正前は、法定後見による「禁治産者」と「準禁治産者」の二つしかありませんでしたし、その名称が差別的だという批判があり、それぞれ「後見」「保佐」に改められました。更に軽度の知的障害や精神上的障害のある人に対して「補助」と、本人が前もって「任意後見人」を指定して判断能力が十分でなくなったときに備える「任意後見制度」が創設されました。

プライバシー保護のため戸籍への記載をやめ、「法定後見人」の権限や任意後見契約の内容などを登記する制度になりました。登記事項証明書の請求者は、「本人」・「成年後見人」・「成年後見監督人」等の一定の人に制限しています。

ついでに、戸籍には記載されないので、「成年後見人」の候補となるための身元証明などのため、「被成年後見人」でない方は「成年後見登記に登記されていないことの証明」を取る必要が出てくるということを知っておいて下さい。

### 3. 成年後見制度の仕組み

成年後見制度は大きく分けて、「法定後見制度」と「任意後見制度」になります。

#### (1) 法定後見制度

「法定後見制度」は、本人の判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分けられます。

家庭裁判所によって選任された「成年後見人等」(「後見人」、「保佐人」、「補助人」)が本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為(契約等)を行ったり、本人が法律行為を行う場合に同意を与えたり、本人が「成年後見人等」の同意を得ないで為した契約等を取り消したりして、本人を保護します。

	後 見	保 佐	補 助
対 象 者	判断能力が欠けているのが <b>通常</b> の状態の方	判断能力が <b>著しく不十分な方</b>	判断能力が <b>不十分</b> な方
申立てをすることが出来る人	本人，配偶者，4親等内の親族，検察官など市町村長		

#### (2) 任意後見制度

「任意後見制度」は、本人が十分な判断能力があるうちに、精神上的障害により判断能力が低下した場合に備えて、本人が自ら選んだ代理人(「任意後見人」)に対して自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を付与する任意契約(任意後見契約)を予め公証人の作成する公正証書で契約締結するもので、公証人からの囑託による後見登記制度によって登記されます。

任意後見は、本人の判断能力が不十分になった時点で、親族や「任意後見人」から、「任意後見監督人選任」の申立てをし、家庭裁判所がその選任を行って初めて開始されます。つまり、本人の判断能力が低下した後に、「任意後見人」が任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。

### III. 「成年後見人」の仕事について

「成年後見人」の主な仕事は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、**必要な代理行為を行い、財産を適正に管理**していくことです。

具体的には、医療・住居の確保、施設の入退所、介護・リハビリテーションなどが適正に行われるよう調整し、日常の金銭の出納、預貯金の管理と取引、財産の処分、治療や介護に関する契約の締結など財産管理と必要な法律行為などを行います。

「成年後見人」は、「**後見事務**」について、たいした変更がなければ年1回程度、家庭裁判所や後見監督人に報告するとともに、その監督を受けることになっています。なお、居住用の不動産を売却する場合は、事前に家庭裁判所から「**居住用不動産の売却許可**」を受け、事後報告が必要です。また、「被後見人」に相続等が発生した場合や、「成年後見人」が住所や姓名に変更があった場合は、その都度、家庭裁判所に届けなければなりません。

## Ⅳ． 成年後見人の監督について

「法定の成年後見」の場合は、本人、その親族又は「成年後見人」の申立てによって、もしくは職権で家庭裁判所が「成年後見監督人」を選任しますが、任意後見の場合の「任意後見監督人」は必ず必要です。

「成年後見監督人」は、「成年後見人」の事務を監督し、「成年後見人」が本人に不利な行為をしたり、不正な行為をしたときは家庭裁判所に「成年後見人」の「被後見人」への損害賠償の請求をなし、「成年後見人」の解任を請求することができます。また、「成年後見人」が欠けたときはその選任を家庭裁判所に請求し、「成年後見人」と本人の利益が反する契約等については本人を代理することもできます。

「成年後見監督人」は、（本人の判断能力が不十分であるために）本人の利益を守るために、本人に代わって「成年後見人」を監督する人です。

「後見監督人」の申し立て件数は少なく、「後見監督人」が不在の場合は後見人の監督業務は家庭裁判所が行ないます。

## Ⅴ． 重症心身障害者の「成年後見」について

重症心身障害者は「判断能力が欠けているのが通常の状態の方」と判断されることが多いので、以下については、特に「重症心身障害者の成年後見」について詳しく説明します。

### 1． おさらいをします。

「成年後見」とは、精神上的の障害により、事物を判断したり区別したりする能力を常に欠いている状況にある成人を対象として、[法の下に保護](#)することをいいます。改正前の「禁治産」に対応します。

### 2． 鑑定書について

「被後見人」の判定には、重症心身障害児施設入所者以外の施設に入所されている方や、在宅の方、特に療育手帳を持っていない方は原則として鑑定人による鑑定が必要です。現在、重症心身障害児施設入所者については、家庭裁判所に理解していただき、療育手帳があれば書記官に判断していただけるようになりましたので、診断書や鑑定書が必要のない場合があります。

### 3． 「成年後見人」について

「成年後見人」は、本人と利益相反のおそれのない人を選定します。また、「成年後見人」は、複数の人または法人でもよいことになっております。「成年後見人」は、本人の行為に対して財産に関することは全面的に、また、本人の身上監護(生活や健康管理)についての広範な代理権や取消権を持ちます。ただし、自己決定尊重の観点から、日用品の購入等日常生活に関する行為は本人の判断に委ねられます。

### 4． 親として認識すべきところ

#### (1) 「被後見人」になるということ

「被後見人」になるということは、「後見人」によって法律で守られると申しましたが、その反作用として[子供の公民権が停止](#)するということです。改めて障害を認識することになりますが、制度の趣旨を理解して悲しみから早く脱却しましょう。

(2) 「被後見人」だからと言って平等ではありません。

「被後見人」と一概に申しても人それぞれで、「被後見人」の身上監護の質はその「被後見人」本人の資力に応じるという事です。「成年後見」を受ける人全員が平等の待遇を受けられるというものではないことを覚えておきましょう。

(3) 「成年後見人」は親ではありません。

「成年後見人」の義務は、契約等の法律行為に限られ、現実の介護行為(摂食介助・入浴介助など)のような事実行為は含まれません。親のように痒い所に手が届く介護はしてくれません。

簡単にいえば、「成年後見人」は「被後見人」が転びそうになった場合に注意を与えたり、転んだ後でその損害賠償の手続きはしてくれますが、「被後見人」が転ばないように事前に手をつないだり、転んだ後に立たせてはくれません。

## VI. 「被後見人」(重症心身障害者)の親としての覚悟

「被後見人」とは、「成年後見人」が付いた子供である重症心身障害者を言い、「成年後見人」は、子供である重症心身障害者の法律的に完全な代理人になります。ここまでは、ご理解いただけたと存じます。これから、親(自分)以外の方が「成年後見人」となった場合に、親が覚悟しなければならない事項を申し上げます。

(1) 「被後見人」にとって一生「成年後見人」が必要です。

これは当たり前のことですが、「被後見人」となった子供は、十分な判断能力が回復しなければ、一生「被後見人」であり続けなければなりません。つまり、今後は「成年後見人」でなければ一切の法律行為はできなくなります。

従って、たとえ親だからといって、「成年後見人」の承認なしに子供の預金に触れることはできなくなります。また、自分が「成年後見人」になったからと言っても同様です。家庭裁判所や「成年後見監督人」(就任している場合)が監視しております。

(2) 「成年後見人」との意見の対立

「成年後見人」は、事前に扶養者である親や兄弟と十分な話し合いを持つはずですから稀なケースではありますが、「成年後見人」と「扶養者」(「被後見人」の親族)との意見が対立することはありえます。

例えば、次に申し上げる相続の場合や、小さい場合では親族の冠婚葬祭でのご祝儀の金額の寡多や衣類や日用品の購入金額などです。

家庭裁判所が付いておりますから理不尽なことはないでしょうが、一応の覚悟はしておいて下さい。

(3) 「被後見人」の相続について

「成年後見人」は、「被後見人」が不利とならないように判断しなければならないことになっておりますので、原則として「被後見人」の法定相続分を相続させるようにしなければなりません。「被後見人」以外の「相続人」が『「被後見人」には相続分を放棄してもらおう』等の考えがあった場合は、親族と意見が対立することがあります。



#### (4) 「後見人」の交替

「成年後見人」が後見事務を怠ったり、「成年後見人」として不適切な行為があったりした時は、家庭裁判所から「**成年後見監督人**」が選任されたり、「成年後見人」を**解任**されて、家庭裁判所が選任した方が新たな「成年後見人」として就任することがあります。

また、親族から「成年後見人」の解任を家庭裁判所に申し立てることができます。

#### (5) 「成年後見人」は有料です。

弁護士や司法書士に「成年後見人」を依頼する場合はその**報酬は有料**ですが、その金額も一定ではなく、管理する内容や財産総額によるようです。最低で月3~4千円にはなるでしょうが、当然そのサービス内容と頻度によって変わります。

このためもあるのですが、「成年後見人」には親族が就任することが多いようです。

#### (6) 「後見人」の限界

法人が「成年後見人」になれることは理解できたと思いますが、その施設長個人を信頼して「成年後見」をお願いした後にその方が異動したときは、親と次の施設長との「成年後見人」としての信頼関係はどうなるのでしょうか。

同じように、信頼できる特定の施設の方を「成年後見人」に指名しても、その方が異動したり、退職したときは新たな「成年後見人」を選任していただくことになります。

お世話になっている施設(法人)や施設長個人が「成年後見人」となる場合は、その利用料の徴収などで一部利益相反になるおそれがあります。この場合はどうなるか家庭裁判所と十分話し合わなければなりません。

「成年後見人」は特定の法律行為にのみ限定されて、しかも法定化されており、一人一人のニーズにあった支援内容ではありません。日常生活の介護はやはり家族に掛かってくるもので、この介護と後見とは別次元であると考えなければなりません。

医療に関して、入院等の契約締結は「成年後見人」の権限及び義務ですが、手術等の治療行為への同意については法的権限がありませんので、これもやはり親族が行わなければなりません。

### VII . 親が「成年後見人」になった場合の親の自覚

#### 1 . 自分が「成年後見人」になっていられる期間を考えましょう。

自分(親)が「成年後見人」に選任されたときから、考えたくないことであり、悲しいことではありますが、『**いずれ自分(親)にも十分な判断能力が無くなる時が来る**』ことを、まず覚悟しましょう。

#### 2 . 自分にも「任意後見人」をつけましょう。

1 . で申し上げたとおり、いずれ来る『自分に十分な判断能力が無くなる時』のために、また、『不意に襲う病魔や事故』に備えて、自分の「**任意後見人**」を選任しておきましょう。自分が子供の「成年後見人」である能力が無くなったかどうか「任意後見人」が判断してくれます。

### 3. 自分の次の「成年後見人」(候補者)も考えておきましょう。

「成年後見人」は中断することが許されない必ず必要な方ですから、自分の次の「成年後見人」の候補者も考えておきましょう。ただし、次の候補者は登記されませんので、最初から「被後見人」(子供)に複数の「成年後見人」を付けておくことも一つの手ではあります。

### 4. 「成年後見人」を解任されることもあります。

「後見事務」を怠ったり、「成年後見人」として不適切な行為があったりした時は、家庭裁判所から選任された「成年後見監督人」の監督を受けたり、「成年後見人」を解任され、家庭裁判所が選任した別の親族か、親族とはぜんぜん関係のない新たな方が「成年後見人」として就任することもあることを覚悟しておきましょう。

### 5. 「成年後見人」は勝手にやめることは許されません。

「成年後見人」は、重大な権限と義務を負いますので、勝手に辞任することはできません。家庭裁判所に「成年後見人辞任の申立」をして、許可されたときにだけ辞任することができます。この場合は、「成年後見人の辞任の申立」と同時に「成年後見人選任の申立」を行うこととなります。

### 6. 「後見人」は法的な義務を負います。

「成年後見人」は、重大な権限と義務を家庭裁判所から付与される訳ですから、法的にも厳格な規定があります。「成年後見人」になる前は、例えば子供の預貯金を自分のために使っても「親だから・・・」と許されたことも、「成年後見人」に選任されてからは「被後見人」(子供)に損害賠償をして「業務上横領罪」に問われることもあります。

### 7. 親が「成年後見人」でも、「後見人の報酬」を受けられます。

親が「後見人」になった場合でも、その報酬を受けられますが、事前に家庭裁判所に「成年後見人に対する報酬の付与の申立」を行い、許可をもらわなければなりません。

勿論、無料でも構いません。その場合は申立てをしないことができます。

いくら成年後見人に対する報酬といっても、家庭裁判所からの許可なく、「被後見人」の財産から勝手に金品を消費した場合は、「業務上横領罪」に問われることがあります。

### 8. 「後見人」は法律行為に対して万能でない場合があります。

相続が発生し、「成年後見人」と「被後見人」とが相続人になるなどの利害が対立する場合(利益相反と言います。)は、「成年後見人」はこの件に関しては代理権限を喪失します。「成年後見人」だからと言って、勝手に相続放棄に同意する当の行為は許されません。

この場合は、この件にのみ代理権限を有する「特別代理人」を家庭裁判所の審判で選任しなければなりません。通常は、利害関係のない親族を推薦できる場合もありますが、「特別代理人」も「成年後見人」と同様に「被後見人」の利益を守る義務があります。

## VIII . 親が「成年後見人」に選任された場合の仕事

### 1 . 「成年後見人」に選任されるまで

家庭裁判所に、「成年後見人」に自分を選任して欲しいとの「成年後見開始の申立て」をします。療育手帳のない場合は、診断書を求められ、鑑定料の供託を求められることがあります。

まずは、家庭裁判所に相談してみましょう。親切に対応していただけます。

### 2 . 成年後見人に選任された直後の仕事

#### (1) 「被後見人」の財産調査

「成年後見人」になると、まず、「被後見人」の財産目録等を作成して家庭裁判所に提出しなければなりませんので、「被後見人」の財産の種類、金額等を正確に把握する必要があります。

#### (2) 「被後見人」の財産一覧表の作成

「被後見人」の財産については、一般的には、年金証書 不動産 預貯金 株式等の金融資産 生命・損害保険等 現金 その他(動産等) 負債(住宅ローン等)などを確認する必要があり、その一覧表を作成します。

#### (3) 家庭裁判所からの書類の受領

「成年後見」開始後、家庭裁判所から「成年後見人選任の審判書謄本」とともに「財産目録作成について」の書面が送られてきます。

#### (4) 金融機関への「成年後見人」の届出

「被後見人」の預貯金等の口座の名義人に「成年後見人」名を追加記載する手続きを各金融機関で行います。各金融機関により提出書類等が異なりますので注意しましょう。各金融機関で用意してある「成年後見制度に関する届出書」のほか、「後見登記事項証明書」及び「後見人選任の審判書謄本」が求められます。

#### (5) 金融機関の残高証明書の収集

財産である預貯金は言うに及ばず、簡易生命保険証書、民間生命保険証書(個人年金を含む)等のすべてについて現在高(残高)調査を行い、資料としてコピーして「財産目録」に添付します。

#### (6) 社会保険庁への届出

社会保険庁に「被後見人」の年金受給のため、「成年後見人」名の付いた金融機関および口座番号を届けます。

#### (7) 健康保険等への届出

「被後見人」の健康保険・介護保険等の手続きをします。

#### (8) 行政福祉窓口や施設との協議

福祉サービスによって、市町村窓口や施設を訪問し、「被後見人」の今後の介護方針などを協議し、必要な場合は福祉サービスの申請や契約を行います。

### (9) 財産目録(家庭裁判所提出書類)の作成

今までの調査による財産一覧表を基にした「財産目録」、「収支状況報告書」には、収入は「障害者基礎年金等」、支出は「福祉サービス負担金・入所(院)負担金・日用品費・生命保険掛金等」を記入し、これらを「財産目録」として作成します。

### (10) 親に対する後見人報酬について

「成年後見人」が親であっても、その報酬を受けることができます。その報酬は、「成年後見人」から家庭裁判所に対し「成年後見報酬付与の審判」の申立をし、その決定によります。この手続きを経ずに「被後見人」の財産から直接報酬を受け取ることはできません。

### (11) 財産目録の家庭裁判所への提出と審判官との協議

「成年後見人」に選任されてから一ヶ月以内に、財産目録を家庭裁判所に提出します。「財産管理及び療養看護の方針」については、審判官と協議する必要があります。

## 3. 「成年後見人」の通年の家庭裁判所への報告

### (1) 「成年後見人」の通年の業務

「成年後見人」の通常の業務は、前述したとおりで、親として普通に行っていることですが、後見人として行ってきたことを「後見業務記録」として家庭裁判所に提出することになりますので、訪問日やその内容、契約締結やその状況、などをメモしておきましょう。

施設やサービスを変更する場合は、事前に家庭裁判所に連絡してその判断を仰ぎ、年間報告の際には「療養看護の方針の変更」の報告をしなければなりません。

また、「収支状況報告書」を作成する必要から、現金での直接出納は避けて必ず預貯金通帳に記帳されるようにして、預貯金の出納状況をメモしておきましょう。領収書を保存しておくことも大事なことです。

不動産の処分(売買や賃貸契約など)で、「成年後見人」たる自分と関係ある場合や、その不動産が「被後見人」の居住用の財産である場合は、家庭裁判所の事前許可と事後の報告が必要になりますので気をつけてください。

### (2) 1年後に報告書用紙が届きます。

1年後に家庭裁判所から「後見事務報告書」、「財産目録」及び「収支状況報告書」の用紙が同封された書面が届きますので、報告書を作成するとともに1年間の「後見業務記録」も付けて期限内に報告します。

### (3) 「財産管理及び療養看護の方針」等の変更

「財産管理及び療養看護の方針」等に変更があるときは、その旨を報告します。

### (4) 「成年後見の終了」または「成年後見人の変更」報告

何らかの事情で、成年後見が終了することになったり、「成年後見人」を変更したり、「成年後見人」の住所や氏名が変更した等の事情が生じたときは、その旨をその都度、家庭裁判所に報告します。



## 最 後 に

冒頭で申し上げましたように、「成年後見制度」は障害者にとって、法的に守ってくれる大切な制度です。ただし、それだけに手続にも慎重で、且つ、「成年後見人」の権限についても厳粛なものがあります。

一人の人間の人格を否定しまいかねない上に、その財産権と生存権まで掌握することですから、「成年後見人」とはいかに厳粛な職務であるかをご認識いただきたいと存じます。

「成年後見人」の仕事を説明しましたが、ずいぶん面倒なものだと思われたかもしれません。確かに文章にすれば面倒そうですが、丁寧に一つ一つこなしていけば、それほど複雑なものではありません。皆様が、子供のために日頃行っていることを報告書という形態に書き換えただけのものだと思われてもよろしいかと存じます。

制度の趣旨を十分に理解していただき、単純に「今回の契約に必要なだから」とかの安易な発想からではなく、真に障害のある[子供を守る大切な制度](#)であることを十分にご理解の上、親としての覚悟と自覚を持って、この制度の手続をお進めいただければ幸いです。